

手軽に
読める

知っておきたいお金と税金のことがよくわかる

相続・贈与マガジン

2017年
8月号

CONTENTS

資産安心コラム 2ページ

“家なき子”が不動産を相続すると
相続税が大幅に減少する？

今からできる相続対策 3ページ

急な資産の増加で相続税の負担が増えた！
そんなときは法定相続人以外に贈与させよう

なかなか聞けない相続Q&A 4ページ

相続人が認知症の場合、遺産分割協議はどうする？

数字でみる相続

696万人

厚生労働省が2015年に発表した「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」によると、2025年には認知症患者数が696万人になると予測されています。この数値は2012年の認知症患者数と認知症有病率をもとに計算されたもので、もし認知症有病率が2012年よりも今後高くなると、認知症患者数は予測よりも多くなってしまいます。

認知症患者数の増加に伴い、認知症の親を抱える家族の割合も今後増えていくでしょう。もし相続人が認知症を患っており、本人の意思が確認できないまま遺産分割協議が始まるとどうなるのでしょうか？ 労力と時間を多くかけることになるかもしれません。相続人が認知症になった場合の対処法について4ページに掲載しておりますので、ぜひ一読ください。

”家なき子“が不動産を相続すると 相続税が大幅に減少する？

相続人の人数に合わせて均等に資産を相続することよりも、1人が資産を相続してから代償分割する方が節税できる場合があります。今回はそんな事例を紹介します。

3億円の不動産を3姉妹で均等に相続することに

東京の一等地に戸建て住宅を保有する一家がありました。この一家の家族構成は、父と母の間に長女、次女、三女の三姉妹がいます。父は5年前に他界しており、その際は母親が自宅の土地と建物を100%相続しています。相続財産は自宅しかなく、評価額は路線価に基づく自用地としての原則評価で約3億円でした。

そして昨年には母が亡くなりました。長女も次女もそれぞれ結婚して持ち家があり、三女だけが母親の近くの賃貸マンションに住んでおり持ち家を所有していません。母の生前から自宅は姉妹で均等に3等分するという了解事項がありましたが、三女が実家に対する思い入れが最も強く、「私が実家の不動産を相続したい」と言い出しました。長女も次女も三女が自宅を相続すること自体に反対ではありませんでしたが、3億円の不動産を相続するのなら、その見返りとして他の姉妹に1億円ずつを支払うこと、つまり代償分割が条件となります。しかし三女には2億円を支払う能力がありません。結局共有で相続して直ぐに売却し、売却代金を均等に分けてこの相続は無事に終了しました。

この事例、実は3人で自宅を相続するよりも、三女のみが相続した方が相続税を抑えることができたのです。それはどうしてでしょうか？

「小規模宅地の特例」で評価額を80%下げられた

三女は唯一の“家なき子”なので、「小規模宅地の特例」が適用されません。小規模宅地の特例とは、被相続人や生活を共にする家族(同一生計親族)の事業用や居住用の宅地について、宅地の評価額を減額できるというものです。本制度は被相続人が亡くなった後の遺族の生活に大きな支障が生じてしまうことを防ぐために設けられました。居住用の場合であれば330㎡までは80%減額されるので、今回の事例だと3億円の評価額を6,000万円まで下げられます。

では今回の事例に当てはめて、小規模宅地の特例を受ける方法を具体的に見ていきます。まず、分割協議書上で三女が単独で実家の土地建物を相続します。その上で特例の適用を受けられるよう、相続税の申告期限まではその土地を保有し、申告期限後に売却するのです。分割協議書には、売却代金を三女の譲渡税控除後の金額で3等分する旨を記載しておけばいいのです。小規模宅地の特例が適用されるには申告期限まで必ず土地を保有しておかなければいけません。これは必ず守るようにしてください。

不明点・相談がございましたら、お問い合わせください。



急な資産の増加で相続税の負担が増えた！ そんなときは法定相続人以外に贈与させよう

近年では高齢の親よりも先に子どもが亡くなり、子どもの資産を親が相続するということがしばしばあるようです。このようなケースの場合、きちんと対策しないと残された子どもに多額の相続税が課税される可能性があります。

1億5,000万円の資産を95歳の母親が持つことに

一郎さん(65歳)の家族には、結婚をしておらず子どもがいない弟の次郎さん(60歳)と母の富子さん(95歳)がいました。

次郎さんは1ヵ月前に肺がんで他界。次郎さんの身辺整理をするために資産を計算してみると、なんと預貯金で1億円もありました。富子さんと一緒に住んでいた次郎さんは、老後の一人暮らしのためにコツコツと貯蓄をしていたのです。

子どもがいない次郎さんの遺産は母親の富子さんに相続されますが、富子さんには夫(一郎さんと次郎さんの父)から相続した遺産の5,000万円がすでにありました。富子さんも高齢なので数年後には亡くなる可能性があります。そうになると1億5,000万円の遺産は一郎さんに相続され、相続税が課税されることに。控除額は相続人の数多いほど増えますが、相続人は一郎さんしかいませんので相続税

が高額になると予想されます。この場合は、どのように相続税の節税を考えれば良いのでしょうか？

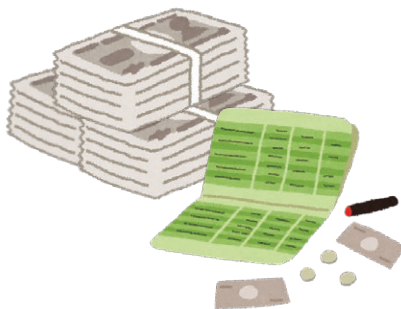
生前贈与をうまく活用して相続税を抑える

もし一郎さんに子どもや孫がいるのであれば、生前贈与を活用するのが相続税を抑えるひとつの手です。一郎さんの子どもや孫に生前贈与するのは、「相続財産の3年以内加算」を回避するためです。相続開始前3年以内に、法定相続人や遺言書で遺贈を指定された人が被相続人から財産を贈与されていた場合、その財産は課税財産として加算されてしまいます。ですので、富子さんが遺産を一郎さんに贈与してから3年以内亡くなってしまうと、一郎さんは相続税を支払わないといけなくなるのです。

一方、一郎さんの子どもや孫は富子さんの法定相続人ではないので、富子さんの財産を相続しません。贈与から3年以内に富子さんが亡くなったとしても課税財産として加算されないのです。

教育資金の一括贈与制度など、生前贈与の手法の中には非課税となるものがあります。うまく活用すれば相続税を抑えられるのです。

相続・贈与について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



相続人が認知症の場合、遺産分割協議はどうする？

Q 1ヵ月前に父親が亡くなりました。相続人同士で遺産分割協議を行いたいのですが、母親が認知症を患っており、意思を確認できない状況です。どうすればいいですか？

A 成年後見制度を活用して母親の代理人を決め、遺産分割協議を行きましょう。代理人は親族だけでなく、弁護士や司法書士といった専門家にも依頼できます。

認知症にかかっている相続人がおり、遺産分割協議ができないというケースが最近増えてきています。遺言書がなければ遺産を相続人同士で話し合っ分けて分けることになりませんが、意思判断ができない相続人がいると遺産分割協議は難航し

てしまうでしょう。認知症にかかっている方にも相続人としての権利がありますので、その人を無視して遺産分割協議はできません。

このような場合だと、まず家庭裁判所に対して成年後見人選任の申立てを行い、成年後見人を選任してもらう必要があります。成年後見人は被後見人(今回の事例だと母親)の代理人として、財産状況や生活の状況を検討しつつ、被後見人にとって最も有利と判断されるよう遺産を調整すべきとされています。遺産分割協議がまとまれば、成年後見人を含めた協議参加者によって遺産分割協議書を作成しましょう。

成年後見制度によって立てられた代理人は、遺産分割協議以外にも財産の管理やそれに関

わる手続き、契約などを行えます。成年後見人には親族が選ばれるケースが多いのですが、弁護士や司法書士といった専門家に依頼してもかまいません。

被後見人の財産は成年後見人が管理しますが、成年後見人が好き勝手にできるわけではありません。事務内容については家庭裁判所へ定期的に報告しなければならず、家庭裁判所の監督を受けることになります。

不明点があれば、お気軽にご相談ください。

